

別紙（防犯カメラ、ドライブレコーダー関係）

防犯カメラ及びドライブレコーダーの記録データ提供要領

第1 趣旨

本要領は、安全・安心なまちづくりの推進に関する協定第3条別記の2の(3)に定める防犯カメラ及びドライブレコーダーの記録データの提供に係る事項を定めるものとする。

第2 提供対象

提供対象は、甲の会員業者が保有する防犯カメラ及びドライブレコーダーの事件事象等に関する記録データ（以下「記録データ」という。）とする。

第3 記録データ提供要領

1 記録データの存否確認及び回答

(1) 愛知県警察の警察署長及び本部所属長（以下「警察署長等」という。）は、事件事象等の発生に際し、捜査等に必要がある場合は、甲に対して、電話又は口頭により、事件等の概要を連絡し、甲の会員業者が保有する記録データの存否確認を依頼することができる。

(2) 依頼を受けた甲は、会員業者に記録データの存否を確認し、その結果を警察署長等に口頭で回答するものとする。

(3) 警察署長等は、所定の捜査等により記録データを保有する会員業者が明らかである場合は、(1)の確認依頼によらず、当該会員業者に直接確認依頼することができる。

2 記録データの保存

警察署長等は、記録データが時間経過等により失われる可能性がある場合は、当該記録データを保有する甲の会員業者に対し、当該記録データの保存を依頼することができる。

3 記録データの閲覧及び提供

警察署長等は、記録データの閲覧又は提供を受ける際は、当該デ

ータを保有する甲の会員業者に必要性等を説明の上、必要な手続により、記録データの提供を求めるものとする。

第4 留意事項

1 情報漏洩の禁止

甲及び会員業者は、記録データの存否確認により知り得た事項を、みだりに漏らさないものとする。

2 目的外使用の禁止

乙は、提供を受けた記録データを適正に管理し、事件事象等の捜査の目的以外で使用しないものとする。

第5 協議

この要領に定めのない事項及び運用に疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。